

令和8年8月27日からの大雨により被災されたお客さまに対する 電気料金等の特別措置について

令和8年8月27日からの大雨により被災されたみなさまに、心よりお見舞い申し上げます。

このたびの大雨に伴う被害により、災害救助法が適用された地域において、被災されたお客さまからお申し出があった場合には、JAでんきとして下記の特別措置を適用いたします。

記

1. 対象地域

災害救助法が適用された地域：14市町（9月3日時点）

【富山県（4市）】高岡市、氷見市、小矢部市、射水市

【石川県（4市町）】羽咋市、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町

【福井県（6市町）】福井市、大野市、勝山市、あわら市、坂井市、吉田郡永平寺町

※今後、上記以外の市町村に災害救助法が適用された場合には、当該市町村も対象といたします。

災害救助法適用市町村の最新情報は[災害救助法の適用状況：防災情報のページ - 内閣府](#)よりご確認ください。

2. 特別措置の内容

（1）電気料金の支払期日の延長

被災されたお客さまの2026年7月分（支払期日が2026年8月27日以降のものに限りま
す）、8月分、9月分および10月分電気料金の支払期日を各々1カ月間延長します。

（2）不使用月の電気料金の免除

被災されたお客さまが、被災時から引き続き全く電気を使用されなかった月の電気料金は、被
災日が属する月分の翌月分の電気料金から6カ月間に限り申し受けません。

（3）使用不能設備相当分の基本料金の免除

被災されたお客さまの電気設備の一部が使用不能となった場合は、その使用不能設備相当分
の基本料金は、2027年2月末日までは申し受けません。なお、必要書類をご提出頂く必要
がありますので、担当者より折り返しご連絡させていただきます。

3. その他

（1）上記特別措置の適用に当たって、管轄する一般送配電事業者である北陸電力送配電株式会社に
対する申請が必要な場合は、お客さまに「り災証明書」等をご提出いただくことがあります。

（2）特別措置の適用をご希望されるお客さまは、JAでんきをお申込みいただいた代理事業者を通
じてお申し出下さい。

以 上